

新型コロナウイルス感染症の拡大により売上が減少した 不動産を賃借して事業を営んでいる中小企業者の方へ

新型コロナウイルス感染症の拡大により、営業自粛などで売上が減少した不動産を賃借して事業を営んでいる中小企業者（個人事業主を含む）の方へ、事業の継続を支えるため、賃借料の一部を助成します。

<p>対 象 者</p>	<p>◆石巻市内で不動産（店舗・事務所・工場・作業所等）を賃借して、事業を営んでいる又は開業予定である中小企業者（個人事業主を含む）の方で、下記のいずれかの要件を満たす方</p> <p>①新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年3月から令和2年10月までの1か月の売上高が前年同月比で20%以上50%未満減少している。</p> <p>②営業開始が1年未満の方 営業開始後の任意1か月間の売上高等が直近1か月間と比べて20%以上50%未満減少している。</p> <p>③開業準備段階で開業できず、売上が無い月がある（店舗の賃料が発生している場合のみ対象）</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>◆店舗等の賃借した不動産の不動産賃貸借契約に基づき、本年の4月分から10月分に支払った賃料 ※管理費、共益費、駐車場料は対象外となります。</p>
<p>助 成 額</p>	<p>◆1か月あたりの支払った建物の賃料合計額の1/2以内 家賃月額補助上限5万円 （最大3か月まで）一事業者あたり上限15万円 ※ただし千円未満の端数切り捨てとなります。</p>
<p>申請期間</p>	<p>令和2年7月1日から令和2年11月30日まで</p>
<p>交付対象外</p>	<p>◆公共法人、性風俗関連特殊営業、政治団体、宗教上の組織又は団体、暴力団又は暴力団員の方。 ◆国の家賃支援給付金の対象となる方。</p>

申請方法・必要書類については裏面をご確認ください。

補助金額の計算例

表面の補助対象者①に該当し、店舗の月額賃料が11万円の場合

月	前年売上	本年売上	減少率
4月	40万円	30万円	▲25%
5月	50万円	43万円	▲14%
6月	50万円	45万円	▲10%

補助対象	補助金額
○	5万円
×	5万円
×	5万円

合計申請額
15万円

申請方法・必要書類

《申請方法》

以下の申請書及び必要書類を郵送にてご提出ください。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、窓口にて相談を希望される方は電話にて事前予約をお願いします。(0225-95-1111内線3523・3524)

《郵送先》

石巻市産業部商工課 店舗等賃料補助金担当
(〒986-8501 石巻市穀町14番1号)

《必要書類》

交付申請書兼実績報告書	様式第1号と様式第1号その2
誓約書	様式第2号
補助対象となる売上高などが確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ◆前年の比較する月の売上高が確認できる書類 (法人事業概況説明書、確定申告書の写しなど) ◆本年3月から申請日の前月までの対象となる月間売上高がわかる書類 (売上台帳、試算表、勘定元帳の写しなど)
店舗・事務所・工場など 賃借した不動産の 賃貸借契約書の写し	◆貸主・借主の氏名、対象物件、月額賃料、賃料の内訳の記載があるもので、両者の押印がされているもの
賃借料の支払が 確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ◆月額賃料の支払が確認できる書類 口座引き落としの場合は金融機関通帳の写し 口座振り込みの場合は、振り込み明細書等の写し 直接支払の場合は、日付記名等のある領収書の写し
市内に店舗等があり、事業内容を確認できる書類	◆業歴が1年未満の方は、次の書類のいずれかを提出 確定申告書、営業許可書、開業届、法人全部事項証明書

問合せ先

石巻市商工課:0225-95-1111(3523・3524)